

ギャンブル等依存症対策などの抜本的強化を求める意見書の提出について

ギャンブル等依存症対策などの抜本的強化を求める意見書を次のとおり提出する。

平成29年5月30日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか48名
自民党市議団，公明党市議団，
民進党市議団，日本維新の会市議団，
京都党市議団，無所属(煙)，
無所属(鮎)，無所属(やま)

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，文部科学大臣，厚生労働大臣，
農林水産大臣，経済産業大臣，
国土交通大臣，
内閣府特命担当大臣（金融），
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全），
国家公安委員会委員長 宛て

京都市会議長 名

ギャンブル等依存症対策などの抜本的強化を求める意見書

京都市においては、ギャンブル等依存症対策に関し、従前よりギャンブル依存症家族教室を開催するなどのサポート体制を整えてきたほか、様々な啓発活動を強化し、オール京都体制で市民グループの活動をサポートしているところである。

国においては、平成28年末に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が成立したが、衆参内閣委員会における附帯決議では、ギャンブル等依存症の実態把握のための体制整備や、ギャンブル等依存症患者の相談体制及び臨床医療体制の強化などを政府に求めている。政府はこれを受け、ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において検討を進め、平成29年3月には論点整理を発表したところである。

これまでも、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握してこなかった。また、同じく依存症であるアルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められているが、更なる対策の深化が必要である。

よって国におかれては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、論点整理等を踏まえたギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むとともに、アルコール依存症や薬物依存症も合わせた依存症対策の深化を図ることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。